

【6】旧淀江町は町有地(現米子市有地)を「一般不燃物及び土砂」を用いて埋め立てることに同意していた

覚書(旧淀江町と土地改良区)

覚 書

淀江町土地改良区(以下甲と称する)と淀江町(以下乙と称する)は本日以下の通り合意し覚書を締結する。

- 1、乙は、甲が淀江町大字小波字泉原地内に計画している土地改良事業において、2工区と3工区の連絡道新設にあたり、乙の所有する下記の物件を甲もしくは甲の指定する者が、一般不燃物及び土砂を用いて埋め立てることに同意する。
- 2、甲の指定した者が実施する前項の埋め立て事業終了後、甲と乙は、乙の所有する前項で実施した埋め立て事業地内において土地の集団換地を行う。なお換地に関する細目は別途協議する。

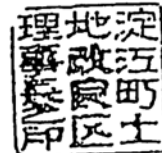
記

地名地番 西伯郡淀江町大字小波字泉原434-2
地 目 原 野
面 積 17,945 m²

以上の覚書を2通作成し甲、乙が1通づつ保有する。

平成 4年 5月 21日

[甲] 淀江町土地改良区
理 事 長 亀 山 大 吉



[乙] 淀江町
町 長 森 本 和 夫

